

# 平成26年6月亀山市議会定例会提出議案

## 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第30号 亀山市税条例等の一部を改正する条例	1
議案第31号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	6
議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部を改正 する条例	7
議案第33号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一 部を改正する条例	9
議案第34号 亀山市斎場条例の一部を改正する条例	10
議案第35号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	11
議案第36号 亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	12
議案第37号 亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 に関する条例の一部を改正する条例	13

件 名	亀山市税条例等の一部を改正する条例	財 務 部 税 務 室
-----	-------------------	----------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

### 《第1条関係》

(1) 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税の原資とすることとされたことから、法人市民税法人割の税率を次のように引き下げます。

なお、法人住民税法人税割の引下げ分については、国税において「地方法人税（仮称）」が創設され、その税収が地方交付税の原資となります。  
＜第20条関係＞

	標 準 税 率	
	現 行	改正案
県民税法人税割	5.0%	3.2%
<b>市民税法人割</b>	<b>12.3%</b>	<b>9.7%</b>
計	17.3%	12.9%
地方法人税（仮称）	—	4.4%
合計	17.3%	17.3%

### (参考) 税収見込み

平成25年度 725,833 千円  
平成26年度 改正の影響なし  
平成27年度 655,400 千円（対平成25年度 △70,433 千円）  
平成28年度 575,785 千円（対平成25年度 △150,048 千円）

(2) 軽自動車税の標準税率が見直されたため、本市の軽自動車税の税額もこれに合わせて次ページの表のとおり見直します。なお、地方税法において標準税率が定められていない「小型特殊」の税額については、他の車種の標準税率を参酌し見直すこととします。

また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車については、改正後の税額の20%の重課を導入することとします。  
＜第91条及び新附則第29条の2関係＞

区分	車種	税額 ( ) 内は改正前の額	初年度登録から 13年を経過し た車体の税額	平成26年度 課税台数	
原付自転車	第1種 (50 c c まで)	2,000円 (1,000円)	左記と同じ	3,226台	
	第1種 (20cc~50 c c ミニカー)	3,700円 (2,500円)		45台	
	第2種甲 (50 c c ~90 c c)	2,000円 (1,200円)		230台	
	第2種乙 (90 c c ~125 c c)	2,400円 (1,600円)		386台	
小型特殊	農耕用 (トラクター、 コンバイン等)	2,400円 (1,600円)		836台	
	その他 (フォークリフ ト、ロードローラー)	5,900円 (4,700円)		144台	
小型二輪 (250 c c 超)		6,000円 (4,000円)			758台
軽自動車	二輪 (250 c c まで)	3,600円 (2,400円)			624台
	三輪	3,900円 (3,100円)		4,600円	0台
	四輪乗用 (自家用)	10,800円 (7,200円)		12,900円	11,664台
	四輪乗用 (営業用)	6,900円 (5,500円)	8,200円	1台	
	四輪貨物 (自家用)	5,000円 (4,000円)	6,000円	5,344台	
	四輪貨物 (営業用)	3,800円 (3,000円)	4,500円	55台	
	専ら雪上を走行するもの	削除 (降雪量の多い地域に限り設定する こととされたため)		0台	

(注) 「初年度登録から13年を経過した車体」については、軽自動車検査協会から提供される現在の情報では、正確な台数を把握できないことから、今後総務省により、軽自動車がいづつ車検を受けたか市町村で把握できる仕組みづくりが行われることになっております。

#### 【適用年度等】

- ・原動機付自転車、小型二輪及び軽二輪は、平成27年度分から引き上げます。
- ・軽自動車及び小型特殊自動車は、平成27年度分から引き上げます。ただし、軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税額を適用し、平成26年度までに最初の新規検査を受けたものは現行税額のままとします。
- ・最初の新規検査から13年を経過した軽自動車の重課については、平成28年度分から導入します。

#### 《参考》 税収見込み

平成26年度 115,643 千円

平成27年度 平成26年度登録台数 (軽四輪車等の新規登録台数を  
含む。) ベースでは約1,700万円の増収見込み

(3) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例適用期限を3年延長し、平成30年度までとします。 <附則第15条関係>

《参考》平成25年度における適用件数は、2件となっております。

(4) 地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置<通称：わがまち特例>が、次の設備等に対して導入されたことに伴い、これら設備等に係る固定資産税の課税標準の軽減率を定め、平成27年度以後の年度分から適用します。

<附則第17条の2関係>

**【導入された設備等】**

①浸水防止用設備（浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、浸水防止を図るために取得する償却資産）

②ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器）

③水質汚濁防止法に規定する特定施設に係る汚水又は廃液の処理施設

④テトラクロロエチレン系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置

⑤フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置

※①及び②は平成26年4月1日から平成29年3月31日までに、

③～⑤は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの

**【軽減率】** ※（ ）は、地方税法で定められている軽減率の範囲

① 3分の2（3分の2を参酌し、2分の1以上6分の5以下）

② 4分の3（4分の3を参酌し、3分の2以上6分の5以下）

③ 3分の1（3分の1を参酌し、6分の1以上2分の1以下）

④ 2分の1（2分の1を参酌し、3分の1以上3分の2以下）

⑤ 2分の1（2分の1を参酌し、3分の1以上3分の2以下）

(5) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第20号、平成25年11月25日施行）が改正されたこ

とに伴い、耐震改修促進のための支援策として、耐震改修が行われた既存家屋のうち大規模な店舗及び旅館等に係る固定資産税の減額措置が創設されたことから、その減額措置を受けるための申請手続き等について新たに規定します。

なお、現在本市においては、減額措置の対象となるものはありません。＜附則第18条関係＞

《参考》平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に改修工事を行った対象建築物の税額について、その2分の1を2年度分減額する措置（1年度分当たりの減額は改修費用の2.5%まで）です。

例えば、平成27年5月に改修工事が完了し、改修費用が500万円で、平成28・29年度の固定資産税額が40万円だったとすると、減額される額は、 $500 \text{万円} \times 2.5\% < 40 \text{万円} \times 1/2$ であるため、1年度につき12万5,000円となります。

(6) 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長し、平成29年度までとします。＜附則第33条関係＞

《参考》平成25年度における適用件数は、10件となっております。

(7) 移行一般社団法人等に係る固定資産税の非課税措置が廃止されたことに伴い、関係条項の整備を行います。＜附則第43条関係＞

《参考》本市において、この特例措置を適用した移行一般社団法人等はありません。

(8) 総務省自治税務局長からの通知において条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除します。

＜附則第10条から第12条まで及び附則第44条から第45条まで関係＞

(9) 地方税法における条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

＜第12条、第17条、第43条、第46条、第62条、第64条、  
附則第8条の2、附則第14条の3、附則第36条、附則第36条  
の2、附則第37条、附則第43条の2及び附則第46条関係＞

## 《第2条関係》

平成25年9月30日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例（平成25年亀山市条例第27号）について、地方税法における条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

### 3 その他

施行日は、公布の日とします。ただし、一部の改正規定については、次のとおりとします。

(1) …平成26年10月1日

(8) 及び(9)の一部…平成27年1月1日

(2) <重課の部分を除く。>…平成27年4月1日

(9)の一部…平成28年1月1日

(2) <重課の部分に限る。>及び(9)の一部…平成28年4月1日

(9)の一部…平成29年1月1日

(9)の一部…子ども・子育て支援法の施行の日

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の公布に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>地方税法において、都市計画税の課税標準の特例措置に係る規定について整備されたことに伴い、本条例において関連する条項の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">＜附則第4項及び附則第13項関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、公布の日とし、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用します。</p>		

件 名	亀山市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例	健康福祉部 地域福祉室
-----	---------------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

特定の市民に提供するサービスの対価である使用料・手数料の受益者負担金については、公平性の観点から適正化を図るため、亀山市行財政改革大綱後期実施計画に基づき見直しを進めています。白鳥の湯入浴料金については、「受益者負担の適正化に関する基準」に基づき、ランニングコストや、温泉利用者に対するアンケート、県内の温泉施設の料金等を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、浴場の使用料を見直す必要があることから、所要の改正を行うものです。

また、新たなサービスの提供として、回数券及びパスポート券を発行することから、併せて所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

(1) 1人1回についての使用料を次のとおり改正します。

＜第9条及び別表第1関係＞

12歳未満	50円	→	100円
一般	150円	→	300円
65歳以上	100円	→	200円

(2) 新たに割引制度として、回数券及びパスポート券を発行します。なお、パスポート券の交付については、市内に住所を有する者に限ります。

＜新第10条及び別表第2関係＞

	回数券 (11枚つづり)	パスポート券 (3か月間)	パスポート券 (6か月間)
12歳未満	1,000円	2,000円	4,000円
一般	3,000円	6,000円	12,000円
65歳以上	2,000円	4,000円	8,000円

### 3 その他

施行日は、平成26年10月1日とします。



(参考)

- 1 回数券は、10回分の料金で11回利用することができます。
- 2 パスポート券は、20回分の料金で3か月間、40回分の料金で6か月間利用することができます。

件名	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	環境産業部 廃棄物対策室
----	-------------------------------	-----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

特定の市民に提供するサービスの対価である使用料・手数料の受益者負担金については、公平性の観点から適正化を図るため、亀山市行財政改革大綱後期実施計画に基づき見直しを進めています。事業系一般廃棄物処理手数料については、「受益者負担の適正化に関する基準」に基づき、ランニングコストや近隣自治体の料金を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、手数料を見直す必要があることから、所要の改正を行うものです。

また、産業廃棄物の処理に要する費用についても見直す必要があることから、併せて所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

(1) 事業系一般廃棄物処理手数料の額を次のとおり改正します。

＜別表第2関係＞

搬入量10キログラムにつき	100円 → 160円
---------------	-------------

(2) 産業廃棄物の処理に要する費用を次のとおり改正します。

＜別表第3関係＞

搬入量10キログラムにつき	300円 → 370円
---------------	-------------

(1) (2) とともに、当該搬入量が10キログラム未満のときは10キログラムとし、10キログラムを超え10キログラム未満の端数があるときは、その端数を四捨五入とします。

### 3 その他

施行日は、平成27年4月1日とします。

件名	亀山市斎場条例の一部を改正する条例	環境産業部 環境保全室
----	-------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

特定の市民に提供するサービスの対価である使用料・手数料の受益者負担金については、公平性の観点から適正化を図るため、亀山市行財政改革大綱後期実施計画に基づき見直しを進めています。斎場焼却施設使用料については、「受益者負担の適正化に関する基準」に基づき、ランニングコストや近隣自治体の料金等を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、市内の使用料を見直す必要があることから、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

焼却施設を使用する場合の1件あたりの市内の使用料を次のとおり改正します。小動物の焼却については、収骨の有無により単独焼却（1匹）と合同焼却（2匹）に区分して行っており、コスト面における受益者負担の公平性を図ることから、新たに区分を設け、使用料を定めます。 <別表関係>

#### (1) 小動物

3,080円（収骨区分なし）	→	8,640円（収骨あり）
	↘	4,320円（収骨なし）

#### (2) 病院等から排出される身体の一部、胞衣等

10キログラムまで	3,080円 → 4,320円
10キログラムを超える場合 5キログラムまでごと	1,020円 → 2,160円

### 3 その他

施行日は、平成26年10月1日とします。

件 名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建 設 部 営繕住宅室
-----	--------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

現在、老朽化が著しい市営住宅については入居者の退去後に順次用途を廃止していく方針としていることから、市営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

(1) 老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、野村住宅の戸数及び位置の改正を行います。 <別表第1関係>

建設年度	名 称	改正前の戸数	廃止する戸数	改正後の戸数
昭和36年度	野村住宅	4戸	2戸	2戸
		改正前の位置		改正後の位置
		野村三丁目13番3号 野村三丁目14番2号 野村三丁目14番2-1号 野村三丁目14番13号		野村三丁目13番3号 野村三丁目14番13号

(2) 既に用途を廃止した市営住宅の土地について、普通財産として有効利用するため、若草住宅の位置の改正を行います。 <別表第3関係>

建設年度	名 称	改正前の位置	改正後の位置
昭和25年度	若草住宅	関町新所 1841 番地 関町新所 1842 番地 関町新所 1843 番地 1 関町新所 1846 番地 関町新所 1839 番地 関町新所 1840 番地	関町新所 1841 番地 関町新所 1842 番地 関町新所 1843 番地 1 関町新所 1846 番地 関町新所 1840 番地

### 3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部 予 防 室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第368号）が平成25年12月27日に公布され、対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 制定内容</b></p> <p>(1) 対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して使用する場合に、消火器の設置を義務付けることとします。 &lt;第26条、第27条、第29条及び第30条関係&gt;</p> <p>(2) 多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模かつ火災が発生した場合に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定しなければならないこととします。 &lt;第62条の2関係&gt;</p> <p>(3) 指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならないこととします。また、原則として当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防長に提出しなければならないこととします。 &lt;第62条の3関係&gt;</p> <p>(4) 多数の者が集合する催しに際して露店等を開設する場合は消防長に届け出なければならないこととします。 &lt;第65条関係&gt;</p> <p>(5) 指定催しを主催する者が、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合に、罰則を科することとします。 &lt;第70条及び第71条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成26年8月1日とし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、(2)及び(3)の規定を適用しないこととします。</p> <p>《参考》指定催しの要件は、屋外において100店舗を超える露店の開設のある催しとします。</p>		

件名	亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務室
----	---------------------------------------	---------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）の制定を踏まえ、「消防団員等公務災害補償責任共済に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第56号）が平成26年4月1日に施行され、消防団員等公務災害補償等共済基金から市町村に対して支払われる消防団員退職報償金の額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

非常勤消防団員の退職報償金の支給額を次のように引き上げます。

＜別表関係＞

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

【単位：千円】

### 3 その他

施行日は、公布の日とし、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用します。